

部落解放同盟大阪府連合会との協議等議事録（要旨）

市民局人権企画課

- 1 日 時 令和8年2月4日（水）18時～19時50分
- 2 場 所 大阪市役所 地下1階 第1共通会議室
- 3 団 体 名 部落解放同盟大阪府連合会
- 4 協議等の趣旨 2025年度 大阪市課題別交渉に向けた要望（人権・文化）
- 5 出 席 者
（団体側）
代表者 他 11名
（本 市）
市民局 6名
大阪港湾局 1名 計7名

6 議 事

（1）職員による差別発言事案への対応について（項目番号1）

【団体要望概要】

- ・大阪港湾局の差別発言事案について、当該職員2人の現在の様子、進捗はどうか。
- ・職員への取組みについて、局としてどのように啓発し、どのように自身の態度を決めてもらおうと思っているか示していただきたい。行政職員として、差別しないということだけではなく、差別をなくす人間になってもらわないといけない。この視点に立ったアプローチをしているのか。時間が経てば薄れてしまう。
- ・例えば、登録型本人通知制度について、当該職員本人が学習し、差別抑制において大切なことであると認識し、自身が登録することを局からアプローチしたのか。
- ・能動的に差別をなくす方法を学習させることも大切である。

【本市説明概要】

- ・1人については、深く反省しており、個別でDVD視聴研修や課長との意見交換等を行っている。もう1人についても反省しており、二度とこのようなことを起こさないように意識し、日々の業務に取り組んでいる。
- ・本人自身の意識を正すこと、公務員として信頼される職員になることをめざしている。本人然り局としてもその方向で意見交換等を行っている。しかしながら、まだめざすところには至っていないので、引き続き対応してまいる。
- ・そのようなアプローチはしていない。

- ・承知した。

(2) 差別事象の実態把握について（項目番号1）

【団体要望概要】

- ・部落差別を含む人権侵害事象が引き続き発生している。新聞に掲載された不動産事業者の事案については、府と連携して進めてほしい。
- ・大阪市では、差別事象が起こったときの対応マニュアルはあるのか。特定できる事案に対して、原因をしっかりと追及する必要がある。
- ・マニュアルを改定しても、人権啓発・相談センターへの報告が遅い事案があった。周知されていないのではないか。

【本市説明概要】

- ・市として問題を認識しており、府と連携して進めていく。
- ・大阪港湾局の事象を踏まえ、マニュアルを改定し周知を行っている。
- ・また、本市施策を民間事業者に委託している場合も把握に努めるよう改めて周知していく。

(3) 人権問題に関する市民意識調査について（項目番号3）

【団体要望概要】

- ・人権問題に関する市民意識調査については、経年比較をしっかりといただきたい。

【本市説明概要】

- ・有識者による検討会議において専門家のご意見をいただき、すでに調査を終えている。現在、単順集計を行っている最中なので、結果が判明したら情報提供させていただく。

(4) 職員の意識把握について（項目番号3）

【団体要望概要】

- ・アンケート形式とはいえ、思想・良心の自由に配慮の上で、職員の意識把握ができる手だてを考えていくということか、その先にわかるようになるのか。

【本市説明概要】

- ・意識の把握という考えのもと、試行錯誤をしながら、有識者会議の意見もふまえて他の自治体も参考にしている。

(5) 人権行政推進計画の改定について（項目番号4）

【団体要望概要】

- ・審議会に諮問した人権行政推進計画の改定について、詳しく教えてほしい。

【本市説明概要】

- ・本市では、条例の理念のもと、大阪市人権行政推進計画に基づいて具体の取組を実施している。国が「人権教育・啓発に関する基本計画」を23年ぶりに改正したことを受けて、本市でも、人権行政推進計画の改定を進めることとし、本年2月2日に大阪市人権施策推進審議会に諮問をさせていただいた。1年くらいかけて、審議会の意見をいただきながら、検討していきたい。また、大阪市同和問題に関する有識者会議にも情報共有しご意見をいただくとともに、パブリック

コメントも予定している。

(6) 人権条例の改正について（項目番号4）

【団体要望概要】

- ・人権条例については議論しないのか。近年ひどい差別事象も起こっているし、インターネットが発展し、状況が変わってきている今こそ必要ではないのか。憲法のもとに部落差別解消推進法があるように、今の理念条例のもとに、部落差別をなくすための条例があるべきではないのか。

【本市説明概要】

- ・現在の条例の理念のもと、具体の取組は大阪市人権行政推進計画に基づいておこなっている。職員研修や市民啓発、教育や各種事業を組み立てていくための指針となる視点や考え方を計画に書いていく。この計画改定をしっかりとやっていく。また、新しい課題に関しては、これまで条例の改正がなくても対応してきている。本市としては、条例の理念のもと、実効性を確保するよう、具体取組みのベースとなる部分をしっかりと計画に書き込み、変化する状況に応じて、時宜に合った事業を組み立てて実施していくという考え方である。

(7) 人権啓発推進員について（項目番号5）

【団体要望概要】

- ・各区の人権啓発推進員をどう考えているか。
- ・人権啓発推進員の会議の中で、色々な差別事象が起きていることを共有するべき。

【本市説明概要】

- ・各区の要綱に基づき、人権啓発や地域で生じた人権に関する問題を区役所等に取り次ぐ役割を担っており、年度初めに区役所を通じて役割等の案内をしている。また、活動を活性化していただくため各区の取組みを知っていただく情報共有研修等を実施している。
- ・人権啓発推進員の全体研修等の中で、一昨年の職員の差別行為について、お詫びも申しあげてきたところ。未だに差別事象が発生していることは、きっちり説明して認識いただけるよう研修を行う。

(8) インターネット上の差別情報に対する啓発・相談について（項目番号6）

【団体要望概要】

- ・啓発、相談体制の強化を、引き続きしっかり取り組んでいただきたい。（意見のみ）

(9) 東京高裁判決において認められた「差別されない権利」について（項目番号7）

【団体要望概要】

- ・差別されない権利として、平穏な生活が保障されるべきであり、行政もそのようにあるべきと考えるが、そのように考えてよいか。

【本市説明概要】

- ・この判決で示された内容については、条例の理念と合致するものと思っている。

(10) モニタリングについて（項目番号8、9）

【団体要望概要】

- ・他都市では広域で取り組んでいるところもあり、参考にしながら精度を上げて欲しい。平穏な生活を侵されない権利を守るためにも、ブラッシュアップしてほしい。

【本市説明概要】

- ・他都市の状況、国の動向も含めて注視しながら、モニタリングの範囲について、今後研究してまいりたい。

(11) 「情報流通プラットフォーム対処法」について（項目番号 10）

【団体要望概要】

- ・「情報流通プラットフォーム対処法」での個人申請は、ハードルが高い。例えばネットフォームを活用しながらの寄り添いサポート等行政として支援を検討いただきたい。
- ・プラットフォーム事業者に行政からの申し込みを受け付けるような窓口も必要であることを大阪市としても取り組んでいただきたい。

【本市説明概要】

- ・大阪府ではインターネットに関する条例も設置されている。大阪府、ネットハーモニーも含め連携して、寄り添った対応をさせていただく。
- ・大阪府と連携しながら一緒に取り組んでいく。

(12) 本人通知制度について（項目番号 11～14）

【団体要望概要】

- ・大阪市の本人通知制度の登録者数は、他市と比較しても少ないと言わざるを得ないと認識しており、本人通知制度の登録者数を増やすよう取り組んでいただきたい。
- ・5年毎に更新手続きが必要となっているものにかかる手続きについては、継続・申請しやすい環境づくりも大切ではないか。

【本市説明概要】

- ・本人通知制度については、啓発の重要性を認識している。
現在、大阪市全体での登録者数（8,223人）で、人口の1％に満たない状況であり、この間、啓発の強化に取り組んできたものの、年間600人から多い年で900人の増加となっているところである。各区の広報紙、ホームページ、窓口封筒、マイナンバーカード交付時のリーフレットへの掲載等や、各区の窓口等でのポスターの掲示など、さまざまな広報手段による啓発を実施しており、制度の認知度については確実に向上していると認識している。
また、今年度より、自分事と捉えてもらえるような広報となるようポスターやキャッチフレーズを刷新するなど工夫しているところである。引き続き、さまざまな広報媒体を活用し、自分事と捉えていただけるような啓発に取り組み、本人通知制度の登録者数の増加を図ってまいりたい。
- ・現在5年に1回更新の手続きをお願いしているものについては再手続きを不要とする改訂について、検討をすすめてまいる。

(13) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく女性相談について（項目番号 15）

【団体要望概要】

- ・大阪市では窓口相談員を置いているのか。

【本市説明概要】

- ・本市では法律制定後、いち早く基本計画を策定した。新たに相談員を5名設置し、法律で求められている寄り添い型の支援を昨年度より開始している。区役所との連携も非常に重要であり、しっかりとつながるよう体制を組んで取り組んでいる。

(14) 人権相談について（項目番号 15）

【団体要望概要】

- ・人権相談は、市民がしっかり、わかりやすい状況を作っていただきたい。また、他の困りごとの相談においてもしっかりキャッチできるように、窓口対応職員への研修等実施されたい。

【本市説明概要】

- ・「大阪市人権相談ネットワーク専門相談機関連絡会」の中で、お互いに人権相談と思われるようなことがあれば、相互連携しており、引き続き進めてまいりたい。

(15)（大阪港湾局）職員の人権研修について（項目番号 16）

【団体要望概要】

- ・大阪港湾局においてはグループ研修を含めて取り組んでいるとあるが、来年度も引き続き取り組むのか。

【本市説明概要】

- ・人権研修については継続することに意味があると考えており、今後も長期的な計画のもと実施してまいる。

(16) 研修計画について（項目番号 16）

【団体要望概要】

- ・職員の人権意識を把握する調査を分析し、人権研修に反映した形で計画いただきたい。

【本市説明概要】

- ・職員アンケートを分析し、引き続き見直し実施する研修内容の検討に役立てていく。

(17) ヘイトスピーチについて（項目番号 18）

【団体要望概要】

- ・事情はわかるが、時間がかかりすぎているのではないか。

【本市説明概要】

- ・平成28年の条例施行時に多くの申出があり、令和元年度末では最大37件の未処理案件であったが、令和2年以降、年間10件前後を処理しており、令和6年度末では12件まで減少している。

本市では答申という形で、文脈を全部判断し、どういう状況で、どういう表現活動を行うことがヘイトスピーチに該当すると公表しており、説明責任を果たすことで減少していると考えている。

表現の自由との関係で、答申に至るまでには時間を要すが、その結果、本市で街宣活動、デモがなくなってきたものと考えている。引き続き尽力してまいりたい。